

知的障害のある方が逮捕されたら…

知的障害者等当番弁護士制度のご案内

神奈川県弁護士会では、障害に配慮することができる弁護士を派遣します！

知的障害や発達障害のある方は、コミュニケーションが苦手なために、実際にはやっていないことを「やりました」と言ってしまうことがあります。その結果、無実であるにもかかわらず、有罪判決を受けてしまうおそれがあります（冤罪のおそれ）。

また、実際に罪を犯していた場合でも、反省の態度を上手く示すことができず、不当に重い刑を科せられる危険性があります（障害特性に応じた弁護活動）。

更に、障害のある方が、再び罪を犯すことなく社会で暮らしていくためには、社会復帰後に福祉の支援を得られるように環境を整える必要があります（福祉との連携）。

Q1 どのような事件が対象となりますか？

知的障害（発達障害を含む）がある方が、被疑者・被告人として逮捕・勾留された事件が対象となります。 知的障害の疑いがある方も対象となります。（いずれも満 20 歳以上）。この制度の対象になる可能性があると思われる方が逮捕・勾留された場合には、まずご相談ください。

なお、現在のところ、対応は平日午後 5 時までにお申し込みいただいた、横浜地方裁判所本庁の管轄内（横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡）にある警察署等に逮捕・勾留されている方が対象となります。

Q2 どのような弁護士が弁護を担当するのですか？

この制度では、障害のある方に配慮できるように専門の研修を受けた弁護士が登録されています。当番弁護士の派遣の申し込みをしていただきますと、登録されている弁護士が原則として 24 時間以内に本人に接見し、必要があれば引き続き弁護人として弁護を担当します。

Q3 当番弁護士の申し込み方法は？

逮捕・勾留されている本人のご家族、知人（施設の方や支援者の方など）が申し込みをすることができます。下記の神奈川県弁護士会の受付電話番号に電話をして当番弁護士の派遣を依頼して下さい。申し込みの際には、必ず、本人に知的障害・発達障害があること（その疑いも含む）をお伝え下さい。

Q4 どのタイミングで依頼をすればよいのですか？

その方が警察に逮捕されたら、すぐに当番弁護士の申し込みをして下さい。捜査が進んでしまう前に弁護士からアドバイスをする必要があります。また、国選弁護人の場合、無作為に選任され、原則として交代することはありませんので、この制度に登録された弁護士が弁護を担当できない可能性があります。

Q5 費用はかかりますか？

当番弁護士としての初回の接見は無料です。派遣された弁護士に弁護を依頼する場合は有料となりますが、本人に資産がない場合は、国選弁護人制度などが利用できる可能性がありますので、費用を心配して申し込みを控える必要はありません。

お申し込み・お問い合わせ：神奈川県弁護士会刑事弁護センター

〒231-0021 横浜市中区日本大通 9

TEL 045-212-0010

平日の午前 9 時から午後 5 時まで。それ以外の時間帯でも留守番電話で 24 時間対応しています。